

会議の名称	総務委員会 協 議 会	開催月日・令和5年12月15日 開会時間・午前・午後10時00分 閉会時間・午前・午後10時51分
出席者	南谷 佳寛 近藤 伸二 安藤 誠 安井 智子 後藤 國弘 花村 隆 佐藤 健 野口 佳宏	
欠席者		
オブザーバー	議長 藤川 貴雄	
傍聴者	河崎 周平 後藤 徹 南谷 清司 粟津 明 原 一郎 豊島 保夫 一般傍聴人2人	
説明のために出席した者	石黒副市長 森教育長 吉村市長室長 青木危機管理担当部長 橋本総務部長 山並企画部長 伊藤市民協働部長 堀市民部長 高橋生活環境部長 三輪健幸福社部長 横山子育て・健幸担当部長 加藤産業振興部長 藤井建設部長 奥田消防長 今井田教育委員会事務局長 伊藤秘書広報課長 浅野危機管理課長 田島危機管理課課長補佐 太田総務課長 浅井管財課長 入山庁舎管理担当課長 田中総合政策課長 林財務課長 中島財務課課長補佐 岩田生涯学習課長 大橋生涯学習課主幹 番図書館長 柴田スポーツ推進課長 中尾スポーツ推進課係長 大野市民課長 岩田市民課主幹 佐藤保険年金課長 鈴木生活安全課長 富田生活安全課主幹 木村福祉課長 田中福祉課課長補佐 伊藤高齢福祉課長 松下高齢福祉課課長補佐 熊崎子育て健幸課長 國井子育て・健幸課長 八島子育て・健幸課課長補佐 安田農政課長 上坂土木監理課長 入江消防予防課長 山田消防予防課課長補佐 小川教育政策課長	
協議事項	1 付託案件の審査 議第94号 令和5年度羽島市一般会計補正予算（第7号） 議第78号 羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例の一部を改正する条例について 議第80号 羽島市手数料条例の一部を改正する条例について 議第87号 羽島市文化センター及び羽島市立中央公民館の指 定管理者の指定について 議第88号 羽島市歴史民俗資料館の指定管理者の指定につい て 議第89号 羽島市スポーツ施設の指定管理者の指定について	

	<p>発議第7号 羽島市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について</p> <p>発議第8号 羽島市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について</p>
--	---

【開会=午前10時00分】

南谷佳寛委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。本日の委員会に議員のほか、傍聴の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。よろしくお願いいたします。

本委員会に付託されました議案については、お手元に配付したとおりであります。既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。その前に委員長からお願いしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑、答弁をお願いいたします。また、執行部におかれましては、発言する前には、挙手、職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

最初に「議第94号 令和5年度羽島市一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

花村委員

まず、7ページの債務負担行為補正から、旧本庁舎・中庁舎解体工事監理業務委託料並びに解体工事費についてお尋ねをいたします。まず、旧本庁舎2階にあります自家発電機は保健センターもしくは竹鼻中学校に移転すると説明を受けておりますけど、どちらにいつ移転しますか。

庁舎管理担当課長

お答えいたします。旧本庁舎に設置しておりました自家発電機に関しましては、今年度中に保健センター屋上に移設する予定としております。以上です。

花村委員

広報はしま2022年5月号では、解体に要する事業費は1億7000万円、また同年6月号では、解体工事費が約1.8億円であると広く市民に知らしめられております。解体工事の総額が今回、5億7400万円、旧本庁舎の解体費用は4億7000万円であることを改めて市民に報告する必要があると考えられます。新しい解体費用の市民への報告をすることについての考えを述べてください。

庁舎管理担当課長

お答えいたします。今回の債務負担行為補正案及び今後上程させていただきます旧本庁舎・中庁舎解体工事に係る本予算案の議案が承認され、解体工事を実施することが事実となった場合には、市ホームページ及び広報はしま等において、旧本庁舎・中庁舎解体工事に関する工事費や工事概要について掲載、周知してまいりたいと考えております。

花村委員	<p>今回、旧本庁舎のあり方について検討する上において、解体費用が4億7000万円かかるということで、前提条件が大きく食い違ったわけでありますが、あり方検討委員会を再開して検討するべきだと思います。そして、杭が600本であることが図面を確認して新しく判明したということでございます。あり方検討委員会でこのことについても検討していないので、検討し直すべきというふうに考えますが、再度開き、やり直すことについての考えはどうですか。</p>
庁舎管理担当課長	<p>お答えいたします。旧庁舎あり方検討委員会では、旧庁舎に関し、物理的視点、財政的視点、利用目的を中心に多面的かつ総合的な観点から、本市にとって最良となる旧庁舎のあり方について検討していただきました。その際、事務局からお示した解体費においては、概算見積もりの段階において詳細な内容の把握が困難であるもの、解体工事着工後にしか確認できない項目は含まれていない数字であることは説明を済ませており、委員におかれましても了解されておるところでございます。旧本庁舎の耐震性不足や老朽化、耐震改修工事が市財政に与える影響、周辺への安全性の確保などといった様々な理由により解体することを結論とされておりますことから、解体費の増額のみをもって、委員会の結論が変わることはないものと考えております。なお、解体費の増額の要因の一つである物価高騰や人件費高騰といった社会的要因は当然耐震改修工事においても同様に影響を与えるものと考え、耐震改修工事においても大きな増額となりますことから、その点からも考え方に変更をもたらすものはないものと考えています。以上です。</p>
花村委員	<p>日本建築学会から提出された旧羽島市庁舎の保存、活用に関する要望書は学術団体から提出された重要な要望であります。その道の専門家の意見ですから、一般の者の発言よりも重きを置かなくてははいけません。これを羽島市が広報はしまやホームページなどで広く市民に知らしめなかったのなのはなぜですか。</p>
庁舎管理担当課長	<p>お答えします。個人、団体を問わず、様々な分野の政策についてたくさんの要望書が市には届いております。そのいずれにおいても担当部局等に届けられ、内容についてはしっかりと確認させていただいているところでございます。</p>

	<p>す。市といたしましては、学術団体からの要望書だから重要であり、一般の人の発言よりも重きを置かないといけないといった考え方は持ち合わせておりませんが、日本建築学会からの要望書についても庁内において的確に取り扱っております。ただし、これまでも市への要望書を逐次、広報はしまや市ホームページなどで広く市民に周知することは行っておりません。以上です。</p>
花村委員	<p>議会に示された旧本庁舎・旧中庁舎解体工事内訳書、この中の資料2で、社会的要因による増額要因で、重機の購入費用及び重機付属品の購入費用が挙げられていますけれども、こういったものは工事業者が購入するものであって、なぜ今回の解体費用に含まれますか。</p>
庁舎管理担当課長	<p>お答えします。解体工事を行うにあたっては、当然、重機や重機付属品が必要であり、施工業者において、それらを手配するにあたっては、購入、レンタルを問わず、そのための経費が必要となります。それらの経費が物価高騰の影響を受け、増額となれば、施工業者は必要経費に利潤を上乗せすることから、当然解体工事費の増額につながるものと考えております。以上です。</p>
花村委員	<p>次に12ページ、3款1項1目、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金についてお尋ねをいたします。この給付をする世帯数について、何世帯なのかお知らせください。</p>
福祉課長	<p>お答えします。対象世帯は5000世帯を見込んでいます。以上です。</p>
花村委員	<p>支給のスケジュールや振り込まれるのはいつ頃になるのかについて報告をしてください。</p>
福祉課長	<p>お答えします。補正予算の議決がいただけましたら、その後、システム開発等を行い、1月に対象と思われる方への案内を送付、2月上旬頃に支給開始を予定しています。</p>
南谷佳寛委員長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>質疑を終わります。</p>

続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。

花村委員

債務負担行為として、旧本庁舎・中庁舎解体工事監理業務委託料並びに旧本庁舎・中庁舎解体工事費があるので反対いたします。大変貴重な文化財である旧本庁舎を取り壊すことは認められません。文化財保護法第2条による文化財の定義は有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いものとされています。従って、文化財は国による指定の有無を問わず文化財です。羽島市役所旧本庁舎は未指定の有形文化財に相当します。同じく文化財保護法第4条第2項で国民、所有者等の心構えとして、文化財の所有者その他の関係者は文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開するなど、その文化的活用に努めなければならないとしています。ですから、旧本庁舎を解体することは、我が国の地方行政上、決して許される行為ではありません。専門家から再三の要望や意見を聞くこともせず、あり方検討委員会の答申に従うといった形の体裁だけを整え、市民に偏向した意見を知らせることは学問そのものを冒瀆するものです。当初の1億7000万円という取り壊し費用は今回、4億7000万円という信じがたい費用に膨れ上がりました。土壌調査並びにその結果次第では土壌処分費がさらにかかり、排水路の移設、建設費もかかります。あり方検討委員会ではそういったことは知らされておられません。市長は正確な情報を市民の皆様にお知らせして行政を執り行うと常々言っておられます。旧本庁舎に関して、取り壊し費用は大きく乖離しているなど、これまでの報告は正確ではありませんでした。正確な情報に基づいて、再度あり方について検討するべきですので、議第94号に反対します。

後藤國弘委員

議第94号 令和5年度羽島市一般会計補正予算について賛成の立場から討論いたします。今回の補正予算には旧本庁舎中庁舎解体に係る債務負担行為の補正が含まれております。旧本庁舎は旧庁舎あり方検討委員会の答申を受け、市として解体する方針を出しました。また、議会においても3月の定例議会においては解体することに賛成多数で決しました。6月議会においては解体設計に関わる補正予算も可決され、専門業者による調査がなされました。その調査結果をもとに今回の解体費用が示され、債務負担行為の

補正が行われるわけでありまして。あり方検討委員会の中で示された解体費用につきましては一般的な公共施設の解体における概算であり、調査をしなければならぬ費用は含まれていないとのことでありました。近年の社会情勢を考えるのに、インフレ傾向は強まり、働き方改革の影響もあり、工期の延長、日に日に解体経費は上昇すると思われまゝす。また、地元住民からも耐震性のない建物であり、災害が起きた場合に周囲への大きな被害も危惧されていることから、早期の撤去要望も出ております。解体については粛々と進めていただき、跡地を市民のために1日でも早く有効に利用できるようにする意味においても議第94号に賛成いたします。

近藤委員

議第94号に対して反対の立場から討論を述べます。債務負担行為の関係で旧本庁舎と中庁舎解体工事の管理業務委託料とそれから旧本庁舎、中庁舎の解体工事並びに文化センターの中央公民館管理運営委託料について、ほかの関係については賛成でございますが、この部分について反対をいたします。この94号の債務負担行為の中で、議会でいろいろと、先ほども他の委員から質疑があり、それから本会議場の一般質問もあり、また全員協議会等で様々な質問もあり、答弁もありましたが、市民向けの関係で何回か説明も行われたということですが、やはり議会の中でこういった議論は延々と続いておりまして、何が言いたいかということ、やはり、議員の中でまだまだこの関係については理解が得れていないということですし、それで例えば先ほども話もありましたけど、例えば基礎杭の関係、資料の関係、それから解体後の整地費用とか、ほかの委員も言いましたけれども、排水路の工事費、それから先日の新聞にも出ましたが、解体費用が約3倍に膨れ上がったという、こういった大変厳しい財政状況の中、こういったことで説明を受けましたけど、まだまだ議員の中でこの部分について理解が得られないと私も思っています。それからもう一つが、先ほども話がありましたけれど、文化的価値の検証ということで、再三専門家からの面談を申し入れても面談も受けてもらえないという状態が続いております。この関係もついても、やはり常識から考えたら、やはり面談して、しっかりと議論すべきではなかったかと思ひます。そういった面でこの関係については反対をいたします。

それと、のちほど補正予算の後に文化センターの指定管理についても議案が出ておりますが、たまたま昨日、文化

センターの関係です。債務負担行為でも意見を述べますけれども、昨日ちょうど家に帰りましたら、この場でちょっと時間的に質問ができませんので、昨日届いた文書なんですけれども、羽島市地域振興公社の職員有志ということで、5ページにわたって文書が届きました。この文書については怪文書でも何でもなく、既に羽島市地域振興公社の理事8人、それから監事2人と評議員4人の14人に送ってあるということが書かれていました。それで、議員各位にも昨日おそらく配布されておりますが、この文書を読みますと、単なる天下り、経営権や人事権等を持つ役員に着任することを疑問視いたしますと、それから時代に合わない旧態依然の就業規則の見直し及び廃止することを要望いたしますと、それから羽島市と対等な関係を持ち、独立した一企業として運営することを要望いたしますと、それからパワーハラスメントの関係とか、それから最後には、この文書に書いてあるのは、効果的な、具体的な対策を打つことなく、今、文化センターは行われていると、公社の将来展望を真摯に、真剣に管理運営、経営できる人たちを選挙することが必要であるというふうに書かれてあります。それで、この関係も別の関係者に聞いたら、そういうご意見もあるし、また違った意見もあるというようなお言葉を昨日いただきました。こういった状況にありますので、指定管理料の関係の債務負担行為については慎重に、特に総務委員会の所管ですので、こういった文書が流れておりますので、総務委員会として文化センターと中央公民館の管理運営については、もう少し委員会として真剣に議論、調査して行うべきであると思ひまして、この件について反対をいたします。以上です。

南谷佳寛委員長

ほかにございませんか。

(発言なし)

南谷佳寛委員長

討論を終わります。

採決を行います。議第94号は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を願います。

(挙手多数)

南谷佳寛委員長

挙手多数であります。よって、議第94号は原案のとおり可決することに決しました。

	<p>ここで関係者以外は退席いただいて結構です。</p> <p>(関係者以外退席)</p>
南谷佳寛委員長	<p>次に、議第78号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います質疑のある方はご発言願います。</p>
花村委員	<p>この第2条(5)特定個人番号利用事務というのは具体的に何を指しますか。同様に(6)利用特定個人情報とは何を指すのか説明してください。</p>
総務課長	<p>前提といたしまして、今回の条例の改正については、行政機関等の中での特定個人情報の情報連携について、マイナンバー法別表第2において、情報照会者、対象事務、情報提供者、対象情報が定められていたところ、法改正により、行政機関等の中での情報連携のより速やかな開始を可能とするため、法別表第2を削除し、これらの事項については主務省令で定めることになったことに伴うものでございます。その上で、特定個人番号利用事務とは、法において、法に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものとされています。また、利用特定個人情報とは、法において特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令に定めるものとされています。以上でございます。</p>
花村委員	<p>この第4条、個人番号の利用範囲はどのように規定されるものですか。</p>
総務課長	<p>個人番号の利用範囲につきましては、先ほどご説明いたしました特定個人番号利用事務及び法第9条第2項に基づき、条例で定められております独自利用事務となります。なお、当市で定められている具体的な独自利用事務といたしましては、「羽島市福祉医療費助成に関する条例による乳幼児等に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの」や「災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成等に関する事務であって規則で定めるもの」などがあります。以上でございます。</p>
南谷佳寛委員長	<p>ほかにございませんか。</p>

	(発言なし)
南谷佳寛委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
花村委員	<p>今回の条例改正などによって政府は個人番号の普及を目指していますが、マイナンバー制度によって政府による国民の監視と管理が強められます。資産調査による税の徴収の強化や社会保障削減につながる恐れがあります。マイナンバーの一層の活用によって個人情報丸裸にされ、プライバシーが侵害される危険が増大します。番号制が既に導入されている米国や韓国では、何千万という単位の個人情報が漏洩する事件が発生し、深刻な被害が出ております。これら多くの問題点があるので、議第78号に反対します。</p>
南谷佳寛委員長	<p>そのほかございませんか。</p>
	(発言なし)
南谷佳寛委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第78号は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を願います。</p>
	(挙手多数)
南谷佳寛委員長	<p>挙手多数であります。よって、議第78号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、議第80号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
花村委員	<p>今回、減額対象となる特定供給設備というのはどんな設備ですか。</p>
消防予防課長	<p>お答えします。液化石油ガスの供給のための施設で、貯蔵能力が容器の場合は3トン以上、貯槽の場合は1トン以上の施設でございます。以上です。</p>
花村委員	<p>市内に特定供給設備は何施設ありますか。</p>
消防予防課長	<p>お答えします。現時点ではございません。以上です。</p>

南谷佳寛委員長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第80号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>ご異議なしと認め、議第80号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、議第87号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
花村委員	<p>この関係については資料が提出されておりましたので、その資料の中の文化センター・中央公民館選定要綱の中から質問いたしますけれども、羽島市中央公民館稼働率が令和3年度110.2%、令和4年度117.0%という表記になっておりますけれども、なぜこういった100%を超える表記になっているのかについてお尋ねしたいのですが、1日3コマあるうち、どれか1コマ利用されたらその日の稼働率は100%とするカウント方法をしておられるならば、稼働率の表し方としては適当でないのではと思われれますが、改めることについての考えもあわせてお願いいたします。</p>
生涯学習課長	<p>お答えします。中央公民館の令和3年度及び4年度の稼働率が100%を超える表記になっている理由につきましては、文化センター及び中央公民館が新型コロナワクチンの大規模接種会場に指定され、休館日である日も含めて新型コロナワクチン接種が実施されていたため、休館日を除く日数を母数とし、実際に稼働した日数で算出しているために100%を超える形となっております。また、稼働率</p>

<p>南谷佳寛委員長</p>	<p>の算出につきましては、今後議員ご指摘の視点も含めて検討してまいります。以上でございます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>南谷佳寛委員長</p>	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>先ほどもお話ししましたけれども、本来ならここで質問すべきだったんですけど、昨日、資料が自宅へ届きましたので、先ほど言いましたけど、地域振興公社有志から手紙が、公社理事8人と監事2人、評議員4人、計14人に同じ文書が、5枚の文書が市会議員の皆さんにも送られていると思います。それで、先ほど言いましたけれども、指定管理を受けられている文化センターの中でのいろんなご意見が事細かに書かれております。経営方針とか、経営の仕方とか、それから役員体制とか、最後にはパワーハラスメント、それから各職員の異動に関してとか、それから評議会のあり方、それから最後には、公社の将来展望を真摯に考え、真剣に考え、管理運営及び経営できる者を人選することということが書かれてあります。それで、その中に私達は理事長と常務の解任を要求しますという言葉も書かれております。こういった内容は怪文書ではないと思います。ただ、私も心配でしたので、ほかの関係者にも電話で問い合わせしたら、その方は少しニュアンスの違う思いも私に言われました。ただ、こういった関係で文化センターの貸し館業務とか、それから興行、イベントをやったり、そういったことを羽島市のために一生懸命やっていたんですが、こういった文書が出る、また役員会に諮られて、それが解決できないから市会議員の皆さんに送付したというような文書でございますので、こういったことが度重なると本来の文化センターの運営、管理に、私は正直言って支障をきたしているかなという、これはあくまでも想像ですけども、こういった指定管理の指定については継続審査というのはありませんので、ぜひともそういったことがもう少し我々にもきちっと情報が伝わるように、また我々が委員会として勉強する会を持って、継続審査という提案はできませんので、今回の指定については反対いたし</p>

花村委員	<p>ます。</p> <p>近藤委員言われるように、昨日、羽島市地域振興公社職員からお手紙をいただきまして、昨日の今日のことでありまして、今回、私 87 号に反対はいたしませんけれども、一言申し上げます。この方、あるいは方々複数人であるかもしれないけれども、この方々は多くの市民の皆さんに羽島市文化センターと中央公民館においでいただいて、喜んでいただくことを望んでおられるものでありますが、しかし、地域振興公社内でパワーハラスメントが常態化していると告発をなさっておられます。そのため、パワーハラスメント再発防止を徹底すること、そして加害者の処分並びに被害者の救済を求めておられるといったお手紙の内容であったことをここで披瀝し、討論いたします。</p>
南谷佳寛委員長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第 87 号は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を願います。</p> <p>(挙手多数)</p>
南谷佳寛委員長	<p>挙手多数であります。よって、議第 87 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、議第 88 号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
花村委員	<p>歴史民俗資料館の指定管理についての資料を見させていただきました。歴史民俗資料館選定要綱の中で、映画の集い入館者の人数を見ますと、毎回 100 人近い方々に鑑賞していただいていることがわかりました。令和 4 年 11 月は 110 名の方に鑑賞いただいております。午前、午後合わせての数ということですが、月に一度開催される映画の集いは歴史民俗資料館、映画資料館のイベントとしてよく根付いていると感じるものでありますが、この映画の集いでは、折りたたみ椅子を用いて鑑賞していただいているようですが、長時間の鑑賞に耐えられるものではないというようなふうな感じをいたしますが、改善の余</p>

生涯学習課長	<p>地はありませんか。</p> <p>映画鑑賞用の椅子につきましては、現在のところ更新の計画はございません。しかし、今後、歴史民俗資料館指定管理者と協議してまいりたいと考えております。</p>
南谷佳寛委員長	<p>ほかにご覧いませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて、討論を行います討論のある方はご発言願います。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第88号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>ご異議なしと認め、議第88号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、議第89号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
花村委員	<p>議会に提出していただいた資料からお尋ねをいたします。羽島市スポーツ施設資料に羽島市スポーツ施設管理保守点検業務一覧によりますと、植栽、除草、剪定を羽島市運動公園、羽島市木曾川ふれあいの里公園などで実施されておられます。除草についてお尋ねをいたしますが、除草剤は使用されているのかどうか、また使用している場合、その剤名並びに頻度をお答えください。</p>
スポーツ推進課長	<p>お答えいたします。一部の施設において、草刈り機での除草が困難な箇所のみ除草剤を使用しております。使用している除草剤につきましてはグリホタッチでございます。散布場所は、ふれあいの里みどりの広場の遊歩道及び市運動公園多目的広場で、使用頻度は夏季期間に2回から3回程度でございます。令和5年度につきましては、これらの施設に加え、長良川多目的運動場陸上トラックで1回使用</p>

花村委員	<p>しております。以上でございます。</p>
スポーツ推進課長	<p>羽島市スポーツ施設指定管理者仕様書の各施設の概要、ここで名称は羽島市運動公園でありますけれども、一方、ネーミングライツ事業によって、令和3年5月1日から令和8年、つまり2026年4月30日まで、愛称FUKUJUスポーツパークとしております。ネーミングライツ事業に関する契約先はどこですか。</p>
スポーツ推進課長	<p>お答えいたします。羽島市運動公園ネーミングライツ事業に関する契約先につきましては、福寿工業株式会社となります。以上でございます。</p>
花村委員	<p>今報告あったFUKUJUスポーツパークというネーミングライツで福寿工業株式会社を契約しているということですが、この愛称が私どもわかりにくく、一般にも知られていないのではないかとというふうに思われます。羽島市文化センター、羽島市中央公民館の場合は単に名称の頭に不二をつけ、不二羽島文化センターとしておるんですけれども、この程度だと、ネーミングライツ事業によっても、その場所を皆さんに理解してもらえと思いますが、他にFUKUJUを頭につけて、FUKUJU羽島市運動公園とせず、FUKUJUスポーツパークという愛称としている理由は何ですか。</p>
スポーツ推進課長	<p>お答えいたします。愛称の理由につきましては、羽島市運動公園の命名権を得られた福寿工業株式会社が福寿工業にちなみ、呼びやすく、親しみやすい愛称であるとのことから、FUKUJUスポーツパークと命名されたことによります。以上でございます。</p>
南谷佳寛委員長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(発言なし)</p>

南谷佳寛委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第 8 9 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 8 9 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、発議第 7 号及び発議第 8 号を一括議題といたします</p> <p>質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
近藤委員	<p>お尋ねしますけれども、今回は 1 減らす、2 減らすということですが、今回の議案で数字的に減らすということですが、議員の定数の変更については、議員の報酬と、それから政務活動費、それから委員会構成、そういったことがおそらく提案されれば、会派とかいろんなところで議論されたと思いますが、今回は数を減らすという議案ですが、これに付随して、先ほどの議員の報酬、それから政務活動費、それから委員会構成、そういったことをどのように予測してみえるのか、少しお尋ねいたします。</p>
佐藤議員	<p>まず、今回の定数に関しては、先に数を決めるということをご提案しているわけですので、今回、それとあわせて政務活動費、報酬、また、今ご質問ありました委員会構成に関して、同時に議論をするということを前提としての提案ではないものですから、ただ一方で、今お尋ねがあった政務活動費、報酬、委員会構成についてどのように考えるかということなんですけど、この定数の議案が通った後に議論をすることが場合によっては考えられると思っております。以上です。</p>
野口議員	<p>発議 8 号は定数 2 削減ですけれども、提出したのは、先般行われました全員協議会におきまして議長から報告があり、佐藤議員の方から定数を 1 削減する議案を提出しましたという説明がありました。そもそも、やはりこれ議員全員に関することですから、やはり協議というのはしっかりと必要だろうと、協議をした上で提出するのが筋なんだろうが、1 ではないだろうと思っています。というのは、私、3 期目を迎えました、諸先輩からいろいろ言われました。定数削減するときは絶対に偶数にきなさいと、基数</p>

にしてしまうと、議長が賛成、反対の票を投じなければならぬ事態が起こってくるので、元々2でいいだろうと思ひまして、今回出させていただきましたけれども、もちろん近藤委員言われるように、議論の余地はあると思ひていますし、今定例会で結論を出す必要はないと思ひています。継続審査なり、そういう手段ができますので、私はそれでもいいと思ひています。常任委員会の関係ですけど、産建ですが、皆さん委員になられたときに感じていると思ひうんですけど、協議事項が少ないんですね、常任委員会を今3あるのを2にしてもいいと思ひておりますし、政務活動費の関係に関しても、給与に関しても、議論の余地はあると思ひています。以上です。

近藤委員

ありがとうございます。もう一点、過去に我々も長くやっております、議員の削減については会派で話したり、それから最近では昨年提案されて否決されて、それまでに議会改革特別委員会で何回か、過去の回数を含めるとおそらく何十回ということやって、18に最終的に落ち着いたということですけど、そういった過去の経緯、そういったことが、ときの議長が苦勞されて、こういう数字に持ってきたんですけど、そういった経緯をどういうふうに思われているか、ちょっと参考程度にご意見をください。

佐藤議員

ちょっと、今近藤委員からご質問いただいた件に関しましては、そもそも議員の発議に関して、この場で質問を伺うという形になっております、事前の通告制であるとか連絡制度一切ございませんで、ちょっと非常にタイムリーに対応しなければいけないということで、非常に大変なものであります、今この場でお答えするという事は、ちょっと難しい部分もありますけれども、なので、ちょっとそれに関しては以上といたします。

野口議員

少なくとも1じゃないだろうという話なんです、議会改革特別委員会はもちろん、全協でも議員定数削減については議論しました、皆さんで。しかしながら、近藤委員が1回目の質問でお話をされた通り、常任委員会の数ですとか、給与ですとか、政務活動費ですとか、議員に関わることに踏み込んで議論が正直なされてなかったというか、議論が少なかったのかなという思いがあります。今回初めて、これは7号もそうですけど、議案を出させていただきましたので、議員定数削減、そして議会という組織というか一つ

	<p>の機構というか、変えていく、改革をしていくきっかけづくりにもなればなという思いがあります。以上です。</p>
南谷佳寛委員長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>(「動議」と呼ぶものあり)</p>
安藤委員	<p>動議を提出します。発議第7号及び発議第8号 羽島市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、議員定数の問題は全議員、市民にも関わる問題として、全議員で丁寧に合意形成がされるべきものと考え、閉会中の継続審査に付することを申し出ていただくよう動議を提出します。</p>
南谷佳寛委員長	<p>ただいま安藤委員から発議第7号及び発議第8号を継続審査にするという動議が提出されました。この動議のとおり発議第7号及び発議第8号について、継続審査とすることに賛成の方の挙手を願います。</p> <p>(挙手多数)</p>
南谷佳寛委員長	<p>賛成多数でございます。よって継続審査とすることになりました。</p> <p>以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。これをもちまして総務委員会を終了いたします。なお、委員長報告についてはご一任願います。</p> <p>ここで執行部は退席していただいて結構です。</p> <p style="text-align: center;">【委員会終了＝午前10時51分】</p> <p style="text-align: center;">【協議会開始＝午前10時55分】</p>
南谷佳寛委員長	<p>続いて、協議会を開催いたします。当委員会として調査及び行政視察を行った結果について、議長に報告することになっております。各委員から提出のありました振り返りシートにより、取りまとめた視察報告書に関して、ご意見などはありますか。</p>
花村委員	<p>2つあるんですけど、1つが女性消防吏員の採用のため</p>

に取り組みを強化することです。総務省が2026年までに消防吏員のうち、5%を女性とすることを求めていますけれども、羽島市はまだ1人も採用されておられません。近隣市では既に取り組みが進んでいて、羽島市だけが遅れている状態なので、採用に向けた取り組みを他市の取り組みを参考するなどして、早急に女性消防吏員を採用することを求めるものです。

2つ目が本年9月1日に岐阜県パートナーシップ宣誓制度が開始され、既に羽島市民病院では活用が始まっていて、12月議会でも羽島市営住宅の入居要件の見直しも審議されておるところです。羽島市でさらに多方面においてこの制度が活用できるよう、岐阜県パートナーシップ宣誓書受領書の提示によって受けられるサービスの拡充に努められることを求めるとともに、岐阜県パートナーシップ宣誓制度によるものにとどまらず、市民一人一人が個人として尊重される社会の実現に向け、努力されることを求めるものがないのではないかと思います。

安藤委員

私は公共施設の全日開館することを提案いたします。市民サービスの向上のためにぜひ、平日休まれるところもあると思うんですけれども、全日開館をして、市民サービスの向上に努めていただきたいと思います。

南谷佳寛委員長

ほかにはございませんか。

(発言なし)

南谷佳寛委員長

振り返りシートによる視察報告書を作っておりますが、それに今のご意見をプラスして、報告としたいと思います。ご意見ありがとうございます。

女性吏員の活躍について、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について、行政経営・方針管理制度についてを提言することにご異議ありませんか。

(異議なし)

南谷佳寛委員長

それではそのように取り扱います。

以上で総務委員会協議会を終了いたします。本日はご苦勞様でございました。

【協議会終了＝午前10時58分】

